

奈良県告示第二百五十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した。

令和三年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 組合の名称

田原本駅南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年十月十三日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

磯城郡田原本町幸町の一部

四 事務所の所在地

磯城郡田原本町一六〇番地の二

五 設立認可の年月日

令和二年九月三十日

六 変更認可の年月日

令和三年十一月十六日